

ブラッシュアップ判例・裁決例

【解説動画付】

分掌変更による役員退職給与

明治学院大学法学部教授 渡辺 充

国税不服審判所【掲載（法）令5-43】・令6・5・23裁決（TAINS：FO-2-1304）

Brush up point

本件は、役員の方掌変更に伴い、その役員に対して退職金として支給した金員の額の損金性が争われた事件である。国税不服審判所は、次の判断ポイントに基づき、当該金員は退職給与に当たらないとして、納税者の請求を棄却した。

- (1) 分掌変更前の前代表者が代表取締役として担当していた業務は、営業、管理及び経理業務全般であったところ、管理及び経理業務全般は、分掌変更の前後を通じて前代表者が依然として担当しており、この点に変更はない。
- (2) 営業に関する業務については、納税者は新規の顧客開拓といった営業活動はほとんどしておらず、前代表者が営業に関する業務をしなくなったとしても、分掌変更により前代表者の業務内容に大きな変更が生じたとはいえない。
- (3) 前代表者が分掌変更後も引き続き分掌変更前の業務を担当していることに加えて、前代表者の勤務形態が引き続き常勤であること及び分掌変更後の役員報酬も現代表者の5倍であり、平成29年8月以降、従前の金員から増額され、分掌変更後も同額であることも踏まえれば、前代表者は、分掌変更後も、納税者の経営上主要な地位を占めていたといえる。

I 事実関係

〔1〕本件は、審査請求人が、役員の方掌変更に伴いその役員に対して退職金として支給した金員の額を損金の額に算入して法人税等の申告をしたところ、原処分庁が、当該金員は損金の額に算入されない給与に該当するとして法人税等の更正処分等をしたのに対し、請求人が、当該金員は退職給与に該当するため損金の額に算入されるなどとして、原処分の全部の取消しを求めた事案である。

〔2〕請求人は、不動産の賃貸・管理・保有並びに運用等を目的として設立された法人である。請求人の発行済株式200株のうち160株は、平成17年8月18日以後、本件前代表者（以下、「甲」

【動画解説】

この記事については、著者が解説動画をYouTubeにアップしており、次のQRコードから視聴できます。是非、ご覧ください（52分）。

<https://youtu.be/JiaK6rqOFfc>



という。)が保有している。

甲は、●月●日、請求人の代表取締役を退任し、代表権のない取締役になり（以下、この甲の役職の変更を「本件分掌変更」という。）、同日以後、本件現代表者（以下、「乙」という。）が請求人の代表取締役を務めている。なお、請求人の取締役は、乙と甲の2名である。

請求人は、平成29年9月1日に臨時株主総会を開催し、本件分掌変更に伴い、甲に対し、退職金（本件金員）を支給する旨決議し、順次支給し（なお、金額については原資料では不明）、本件金員を平成29年8月1日から平成30年7月31日までの本件事業年度の「役員退職金」勘定に計上した。

請求人は、本件事業年度の法人税等について、青色の確定申告書に所得金額を■及び納付すべき法人税額を■と記載して法定申告期限までに申告したところ、原処分庁は、令和5年3月17日付で、本件金員が損金の額に算入されないとして、本件事業年度の法人税について、更正処分並びに過少申告加算税の賦課決定処分をなした。請求人は、この各処分を不服として令和5年5月31日に審査請求をした。

II 主たる争点と当事者の主張

本件の争点はいくつかあるが、本稿では、本件金員が損金の額に算入されるか否か、具体的には、本件金員が法人税法34条1項カッコ書所定の「退職給与」に該当するか否かを取り上げる。本件争点に関する両当事者の主張は、次のとおりである。

請求人の主張	原処分庁の主張
<p>次のイのとおり、本件分掌変更の前後で甲の職務分掌には大きな変化があり、また、次のロのような不測の事態がなければ甲の役員報酬を減額していたといえるから、本件金員は、法人税法34条1項カッコ書所定の「退職給与」に該当し、損金の額に算入される。</p> <p>イ. 甲は、本件分掌変更前は、顧客への営業、金融機関との折衝、会計等、請求人のほぼ全ての業務を行ってきたが、本件分掌変更後は、会計管理業務のみを行っており、本件分掌変更の前後で甲の業務内容は大きく変化した。</p> <p>ロ. 請求人は、本店所在地の土地上に事務所として建物を建築して使用する予定であったが、建築工事業者との紛争が生じ、当該建物の引渡しを受けられなくなり、甲の住居を請求人の事務所として使用せざるを得なくなるという不測の事態が生じた。そこで、執務場所と生活空間が同じ建物内という甲の精神的負担を考慮し、甲の役員報酬を本件分掌変更前後において同額としたが、本来は、事務所と住居を完全に区分し、甲は会計管理だけを担当する予定であり、役員報酬も大幅に減額された可能性が高い。</p>	<p>次の各事情からすると、甲は、本件分掌変更の前後において請求人の常勤取締役として経営上主要な地位及び責任を有しており、本件分掌変更により、実質的に退職したのと同様の事情があったとはいえず、本件金員は、法人税法34条1項カッコ書所定の「退職給与」には該当せず、損金の額には算入されない。</p> <p>イ. 甲の勤務態様及び担当業務は、本件分掌変更の前後においてほぼ同様であること。</p> <p>ロ. 甲は、本件分掌変更の前後において常勤役員であること。</p> <p>ハ. 請求人の現金の管理者は、本件分掌変更の前後において甲であること。</p> <p>ニ. 甲の役員報酬の額（月額■■■■）は、本件分掌変更の前後において変動しておらず、その額は乙の5倍であること。</p> <p>ホ. 甲は、本件分掌変更の前後において請求人の発行済株式の過半数を保有し、単独で請求人を支配していたこと。</p> <p>ヘ. 請求人は、原処分に係る調査から本審査請求において意見書を提出するまでの間においても、本件分掌変更により甲の職務の内容が激変したことを証する資料等を提示又は提出していないこと。</p>

Ⅲ 裁決の要旨

[1] 審判所は、はじめに役員の分掌変更と退職給与の支払いについて、次のとおり判断した。

「一般に、法人の役員については、一定の任期が定められており、その任期が到来する都度役員の改選が行われるので、形式的にはその任期が満了する都度一旦退職しているようにもみえるが、通常は再任されることが多く、そのような場合、退職ではなく役員委任契約が継続しているものとして退職したとの取扱いはされていない。同様に、法人の代表取締役の地位にあった者がその地位を辞任し、代表取締役以外の当該法人の取締役等の役員として引き続き従事している場合には、たとえ代表取締役を辞任したことにより法人の代表権を喪失したとしても、その者は単に役員としての分掌が変更されたにすぎないのであるから、当該法人を退職したということはできない。」

「もっとも、役員の分掌変更又は改選による再任等がされた場合であっても、例えば、常勤取締役が経営上主要な地位を占めない非常勤取締役になったり、取締役が経営上主要な地位を占めない監査役になったりするなど、役員としての地位又は職務の内容が激変し、実質的に退職したと同様の事情にあると認められる場合には、その分掌変更又は改選による再任等に際しその役員に対し退職給与として支給した給与については、法人税法上も退職給与として取り扱うことができるとするのが相当である（本件通達《筆者注：法人税基本通達9-2-32》もこれと同趣旨によるものと解される。）」

[2] そこで、次のとおり、事実認定に基づき、本件への当てはめを行った。

(イ) 甲の出勤状況

甲は、本件分掌変更の前後を通じ、土日を除く毎日、請求人の事務所で業務に従事する常勤の取締役であった。

(ロ) 甲の業務内容

甲は、本件分掌変更前は、営業、管理及び経理業務全般を担当しており、本件分掌変更後は、営業には関与しなくなったものの、その他の管理及び経理業務全般、具体的には現金及び預金の管理、経理関係、日々の支出等の管理、資金繰り等については、本件分掌変更前と同様に行っていた。

(ハ) 乙の業務内容

乙は、請求人の代表取締役に就任後、請求人の営業を含む業務を担当し、請求人の現金及び預金の管理、経理関係、日々の支出等の管理、資金繰り等は甲に委ねていたが、本件分掌変更に伴い甲から引継ぎを受けた業務はなく、本件分掌変更の前後を通じて乙の業務が増加したことはなかった。

(ニ) 検討

(a) 甲は、請求人の代表取締役を退任し、代表権のない取締役となった（本件分掌変更）にすぎないから、請求人との勤務関係を終了したとはいえず、請求人を退職したということでは

きない。もっとも、役員としての地位又は職務の内容が激変し、実質的に退職したと同様の事情にあると認められる場合には、その分掌変更等に際しその役員に対し退職給与として支給した給与については、法人税法上も退職給与として取り扱うことができることから、以下、当該事情の有無を検討する。

(b) 請求人は、遊楽場の店舗1つ及びリゾートマンションの11部屋を賃貸の目的物とする不動産賃貸業のみを営むようになったところ、本件分掌変更後の請求人の業務のうち、中心となる業務は、資金管理及び経理事務であった。そして、「甲は、本件分掌変更後も、現金預金の管理、経理関係、日々の支出等の管理、資金繰りなど、管理及び経理業務全般について担当し、乙は、本件分掌変更後も、これらの業務を甲に委ねていたから、甲は、本件分掌変更後における請求人の中心的な業務を担当していたといえる。」

「これに加え、本件分掌変更前の甲が代表取締役として担当していた業務は・・・営業、管理及び経理業務全般であったところ、管理及び経理業務全般は、本件分掌変更の前後を通じて甲が担当しており、この点に変更はない。また、営業に関する業務については・・・請求人が■■■■を営んでいた当時においても、新規の顧客開拓といった営業活動はほとんどしておらず、■■■■の廃業後も賃貸借契約の更新の決裁以外にはないことからすると、甲が営業に関する業務をしなくなったとしても、本件分掌変更により甲の業務内容に大きな変更が生じたとはいえない。これらによれば、甲は、本件分掌変更後においても、請求人の中心的な業務を担当するものであり、また、本件分掌変更により職務の内容が激変したとはいえない。」

(c) このように、「甲が本件分掌変更後も引き続き本件分掌変更前の業務を担当していることに加えて、甲の勤務形態が引き続き常勤であること・・・及び本件分掌変更後の役員報酬も乙の5倍の額であり、平成29年8月以降、従前の■■■■から■■■■に増額され、本件分掌変更後も同額であること・・・も踏まえれば、甲は、本件分掌変更後も、請求人の経営上主要な地位を占めていたといえる。以上によれば、本件分掌変更により、甲の役員としての地位又は職務の内容が激変し、実質的に退職したと同様の事情があったとは認められない。」

以上、本件金員は法人税法34条1項カッコ書所定の「退職給与」に該当しない。

Ⅳ 解説

1. 役員の分掌変更における退職給与の取扱い

[1] はじめに役員の分掌変更における退職給与の取扱いについて整理する。退職給与の意義については、法人税法ではないが所得税法30条は、次のとおり、退職所得の意義につき規定している。「退職所得とは、退職手当、一時恩給その他の退職により一時に受ける給与及びこれらの性質を有する給与（以下この条において「退職手当等」という。）に係る所得をいう。」（所法30①）。すなわち、「退職により一時に受ける給与」と「これらの性質を有する給与」を退職手当等（退職給与）とよんでいる。しかし、「退職」自体の意味については、税法上、その定

義はない。そこで、一般に「退職」とは、民法上の雇用関係の終了というよりは、当該法人との間で勤務関係が終了することを意味し、実際に当該法人から離れることを前提としている概念である。ただし、役員の場合は、会社と委任契約を締結するので、一般の従業員とはその法律関係が異なる（民法643）。また、受任者（役員）が委任者（会社）から指示されたことを達成しても原則として報酬がない（民法648④）のが特徴で、そのため、取締役委任契約書の報酬規定や特約で報酬について定めをおいている。このような身分に関する法律関係の相違から、本件裁決でも、まず、上記のとおり役員の分掌変更と退職給与の支払いにつき整理している。

なお、「退職所得」については、最高裁二小昭和58年9月9日判決のいわゆる「5年退職金事件」があり、最高裁はその中で、退職所得の要件は、①退職すなわち勤務関係の終了という事実によってはじめて給付されること、②従来の継続的な勤務に対する報償ないしその間の労務の対価の一部の後払いの性質を有すること、③一時金として支払われること、という3要件をすべて満たす場合と、3要件に準ずるような実質的な事実関係がある場合に、退職所得に該当するということであると判示した。したがって、分掌変更の際の退職金の損金算入についても、この3要件の充足が必要となり、分掌変更の場合は、特に①の勤務関係の終了の実態が問題となるのである。

〔2〕次に、役員の分掌変更による「役員としての地位又は職務の内容が激変し、実質的に退職したと同様の事情にあると認められる場合」という要件が、具体的にどのような場合であるかが問題となるが、法人税基本通達9-2-32は、実務上の指針として、次のとおり定めている。

「(役員)の分掌変更等の場合の退職給与)

9-2-32 法人が役員(役員)の分掌変更又は改選による再任等に際しその役員に対し退職給与として支給した給与については、その支給が、例えば次に掲げるような事実があったことによるものであるなど、その分掌変更等によりその役員としての地位又は職務の内容が激変し、実質的に退職したと同様の事情にあると認められることによるものである場合には、これを退職給与として取り扱うことができる。(昭54年直法2-31「四」、平19年課法2-3「二十二」、平23年課法2-17「十八」により改正)

- (1) 常勤役員が非常勤役員(常時勤務していないものであっても代表権を有する者及び代表権は有しないが実質的にその法人の経営上主要な地位を占めていると認められる者を除く。)になったこと。
- (2) 取締役が監査役(監査役でありながら実質的にその法人の経営上主要な地位を占めていると認められる者及びその法人の株主等で令第71条第1項第5号《使用者兼務役員とされない役員》に掲げる要件の全てを満たしている者を除く。)になったこと。
- (3) 分掌変更等の後におけるその役員(その分掌変更等の後においてもその法人の経営上主要な地位を占めていると認められる者を除く。)の給与が激減(おおむね50%以上の減少)したこと。

(注) 本文の「退職給与として支給した給与」には、原則として、法人が未払金等に計上した場合の当該未払金等の額は含まれない。」

この9-2-32で特に注意しなければならないのが、(3)の給与激減のカッコ書きである。このカッコ書きは、平19年の通達改正により追加されたものであるが、その追加の理由は、大阪高裁平成18年10月25日判決のいわゆる「高阪染工場事件」*1にある。

高阪染工場事件の内容自体は、拙稿があるのでそれに譲るが*2、この事件の特徴は、(株)高阪染工場(以下、「K社」という。)が、役員及び従業員を被保険者とする簡易保険とD生命の団体生命保険の各満期保険金等として合計1億5,614万5,106円の支払いを受けることを前提に、既積立額を控除した約9,500万円について当該事業年度の雑収入として計上しなければならないところ、代表取締役A及び取締役B(K社の創業者でAの父)を退任させ、両者の退職慰労金合計額5,560万円を損金の額に算入して当該事業年度の所得金額及び法人税額を0円として申告した事件である。争点は、Aが代表取締役から取締役に、Bは取締役から監査役になったことについて、両者に分掌変更に伴う実質的な退職と同様の事情があったか否である。第1審京都地裁は、「Aの報酬は減額されたとはいえ、なお代表取締役であるC(Aの妻)と同額であることなどの事情を考慮すると、Aは、同日以降も、K社で常勤しており、K社の売上げの相当程度を占める主要な活動について重要な地位を占めていたというべきである」として、「常勤役員が非常勤役員(常時勤務していないものであっても代表権を有する者及び代表権は有しないが実質的にその法人の経営上主要な地位を占めていると認められる者を除く。)になったこと〔本件通達(1)筆者注：9-2-32の前身である旧法人税基本通達9-2-23〕との事実はなく、その他、K社を実質的に退職したのと同様な事情があったとは認められない。」と判示した(控訴審判決も上告審も第1審を支持)。

すなわち、役員給与のおおむね50%以上の激減要件は形式的要件ではあるが、実質的にその法人の経営上主要な地位を占めていると認められる者については、この形式的要件は適用されないと判示したのである。この高阪染工場事件の控訴審判決を受けて、上記通達(3)にカッコ書きが追加されたのである。

ただし、このような実質的な判断を優先すること自体は、高阪染工場事件以前からあったもので、例えば、平成2年2月15日裁決事例では、国税不服審判所は、退職役員が引き続き経営に参画し、経営上主要な地位を占めている事実が認められる場合には、報酬月額が退職前に比し50パーセント以上減少したか否かの判断をするまでもなく、実質的に退職したと同様な事情があるとするとはできないと判断している。

*1 第1審：京都地裁平16年(行ウ)第34号・平18・2・10判決、控訴審：大阪高裁平18年(行コ)第22号・平18・10・25判決、上告審：最高裁三小平19年(行ツ)第37号・平19・3・13決定

*2 渡辺充「高阪染工場事件～分掌変更と退職の事実～」(『税務事例』(財経詳報社)Vol.39, No.4, 1-9頁, 2007年4月)

2. その他の分掌変更をめぐる事件

本件は事実認定の問題であり、法解釈をめぐる事件ではないので、筆者も審判所の判断に特別反対するものではないが、役員の方掌変更をめぐる訴訟や審査請求の事案には、意外と納税者の主張が認められているものも多い。後掲の表は上記の「高阪染工場事件」以後、通達が改正された後の事件の概要をまとめたものであるが、筆者が見つけた8つの事件において、納税者の主張が認められたものは4件あった（個別の事件については、後掲の表：【分掌変更をめぐる事件（高阪染工場事件後）】を参照されたい）。

以上によると、分掌変更の理由、税制改正の有無、その後の役員としての勤務実態・他の役員の勤務実態、報酬の内容（激減の有無や報酬維持の理由）を、合理的な証拠とともに説明できる場合には納税者の主張が認められていることが分かる。このような成功事例を実務では大いに参考とすべきである。

分掌変更をめぐる事件（高阪染工場事件後）

判決日	概 要	勝 敗
<ul style="list-style-type: none"> 平成18年2月10日 京都地裁 平成18年10月25日 大阪高裁 平成19年3月13日 最高裁三小 	<p>【高阪染工場事件】 保険金相殺型分掌変更の租税回避性と、50%以上の報酬激減要件は形式的要件であり、その法人の経営上主要な地位を占めている者には実質的判断によりこの形式的要件は適用されないとした事例。</p>	納税者敗訴 ×
<ul style="list-style-type: none"> 平成20年6月27日 東京地裁 	<p>【筆頭株主の方掌変更】 本件は、筆頭株主の方掌変更と退職の事実が争われた事例で、原告会社の元代表取締役甲は、平成16年7月31日に代表取締役を退任し、退職給与4500万円が支払われた。しかし、その後も引き続き監査役（報酬は無報酬）として会社の役員であり、現実に会社を退職していない。また、原告会社は親族4人が発行済株式のすべてを所有する同族会社であり、甲はそのうち35%を所有する筆頭株主である。 東京地裁は、次の事実認定に基づき、実質的に退職したと同様の事情にあると判示した。甲は、平成16年5月ごろから胆石症の症状が急激に悪化し、6月29日には胆のうの摘出手術を受け、その後の定期的な通院及び検査の結果、C型慢性肝炎及び腹部大動脈瘤に患していることが判明し、定期的な通院及び検査が必要な状態にあった。そこで、7月31日に代表取締役を退任し、監査役に就任した後は、原告会社の店舗に顔を出すこともなくなり、それまで行うことのあった一部の集金及び支払の業務を含め、業務を一切行わなくなり、その経営は、息子の乙に完全に引き継がれていた。また、甲を監査役に就任させたのは、家族以外の者を役員とした際における事務処理の煩雑を避けるためのものであることが認められるところ、原告会社のように役員全員が同居する家族のみで構成される小規模な同族会社においては、監査役の業務が実際上重要視されておらず、甲のように現実には仕事をすることが困難な状況にある者についてそのような扱いをすることは間々あることとすることができるし、甲の外に新たに役員に就</p>	納税者勝訴 ○

判決日	概 要	勝 敗
<ul style="list-style-type: none"> 平成21年3月10日 長崎地裁 	<p>任するに足りるほど原告会社の業務に関与している者の存在はうかがわれないのであるから、甲が監査役に就任したことをもって、甲に原告会社の経営上重要な地位又は権限が残っていることの現れとみることができない。なお、甲は、筆頭株主として原告会社に対して何らかの影響を与え得るとしても、それはあくまで株主の立場からその議決権等を通じて間接的に与え得るにすぎず、役員立場に基づくものではないから、株式会社における株主と役員との責任、地位及び権限等の違いに照らすと、株式保有割合の状況は、甲が原告会社を実質的に退職したと同様の事情にあると認めることの妨げとはならないというべきである。</p> <p>【報酬激減がない場合の方掌変更】 会社代表者の妻である丙は、平成16年6月25日、その取締役を退任し監査役に就任したが、同日の株主総会において丙に対し退職金として1800万円を支払う旨の決議がなされた。なお、丙は、同族会社である当該法人の100%の株式を保有する第1順位の株主グループに属する者である。 税務当局は、丙に対する退職金の損金算入を否認したが、長崎地裁は、取締役を退任し監査役に就任することは、株式会社との委任内容等が異なるので、原則として、地位又は職務の内容が激変したとすることができる（本件通達自体も、原則として、取締役が監査役になったことを分掌変更等によりその役員としての地位又は職務の内容が激変し、実質的に退職したと同様の事情にあると認められる場合の例示としてあげている。）とし、さらに平成16年6月25日の取締役の退任と監査役への就任の前後において丙の報酬額に変化はなく、報酬額の変化は当該地位や職務の内容が激変した場合の一つの徴表とすることができるとしても、それぞれの報酬額は月20万円であって、その金額からして、監査役報酬を更に低額にすることは困難であるし、非常勤取締役としての会社に対する貢献と、非常勤監査役としての会社に対する貢献と同額の報酬をもって評価されることはあり得るのであるから、丙の報酬額に変化がないことをもって、直ちに、丙の地位又は職務の内容が激変していないということとはできないとして、使用人兼務役員とされない役員が取締役から監査役になった場合でも、その任務が激変しているときには退職給与と認めるべきであるとした。</p>	納税者勝訴 ○
<ul style="list-style-type: none"> 平成23年4月14日 京都地裁 	<p>【専修学校理事長事件・新たな名誉職としての地位の継続】 コンピューター関係の専門学校の学校長・学院長であった者に対する退職給与3億2000万円の支給が問題となった事例。分掌変更後、本件センター・センター長となった甲については、給与として月額70万円が支払われていたものの、従前の月額160万円と比較すれば約56%の減額となる上、自動更新を原則とするとはいえ、契約期間を1年とする嘱託職員雇用契約という雇用形態になったことにかんがみれば、その法的地位に重大な変動があったとすることができる。また、甲の本件センター・センター長としての地位は、引退後の名誉職として新たに設置した地位というべきであり、本件センター・センター長への就任を、従前の勤務関係の延長ないし単なる法人内部における内部異動ということとはできず、報酬激減と職務内容・地位の激変があったことから、退職の事実を認め3億2000万円の退職金の支給が認められた。 なお、本件の背景に、甲は土地・建物の譲渡損失を抱えており、平成16年の税制改正による土地等の譲渡損失の損益通算の廃止が予定されている時期に退職金の支払いと相殺できることの目論もあつたようだが、直接、争点とはならない。</p>	納税者勝訴 ○

判決日	概 要	勝 敗
<ul style="list-style-type: none"> 平成24年3月27日 国税不服審判所 平成27年2月26日 東京地裁 	<p>【分掌変更による役員退職金の分割支給事件】 本件は、会社の創業者である乙が平成19年8月31日に代表取締役を辞任して非常勤取締役となったことに伴い、乙に対する退職慰労金として2億5000万円を支給することを決定し、平成20年8月29日、その一部である1億2500万円を乙に支払い、平成20年8月期の法人税について、当該金額を損金の額に算入したところ、税務当局は、本件1億2500万円は退職給与に該当せず損金の額に算入することはできないとした事件である。 なお、平成19年8月31日に乙に本件退職慰労金の一部として7500万円を支払い、当該金員は、平成19年8月期における損金の額に算入している。また、乙の役員報酬は、本件分掌変更の直前（平成19年8月分）までは、月額87万円を支給していたが、本件分掌変更後は月額40万円となっている。 実は本件については、分掌変更後、乙は会社の代表権を失い、その給与も半額以下となっていることに照らせば、乙は実質的に会社を退職したと同様の事情にあるといえることができるものとして当事者間に争いが無いもので、実際の本件の争点は、分掌変更による役員退職金が分割支給された場合に、分掌変更があった事業年度ではなく実際に分割支給された翌事業年度に損金算入することが認められた点に意義がある事件であった。</p>	納税者勝訴 ○
<ul style="list-style-type: none"> 平成28年4月15日 札幌地裁小樽支部 	<p>【他の取締役の勤務実態】 スキーロッジ及びホテルの経営業等を目的とする株式会社において、代表取締役乙が退任し監査役として就任するに際し、退職金として約1億7000万円が支給された。乙は、分掌変更により、代表取締役から監査役となったが、会社の重要な財産である民宿の改修及び社員寮の築造に関し、実質的な判断をすることができる地位にあり、加えて取締役であり本件民宿の日常業務を行う戊は、本件分掌変更によって役員としての地位又は職務に変更がなく、本件民宿にかかる重要な事項について乙の判断を仰いでいること、本件分掌変更によって代表取締役に就任した甲は、自分が代表取締役に選任され、前代表取締役である乙に対して約1億7000万円という高額な退職金を支払う議案について決議された取締役会に出席しておらず、その他会社の経理及び運営にも関与していないこと等からすれば、乙は、本件分掌変更の後においても、実質的に原告の経営上主要な地位を占めていたものと認められるものであって、役員としての地位又は職務の内容が激変し、実質的に退職したと同様の事情にあると認めることはできないといふべきであるとされた。なお、報酬の激減については争点となっていない。</p>	納税者敗訴 ×
<ul style="list-style-type: none"> 平成29年1月21日判決 東京地裁 平成29年7月12日判決 東京高裁 平成29年12月5日決定 最高裁三小 	<p>【東へ精巧事件・期間限定の分掌変更】 退任後の月額報酬が約3分の1に減額された前代表取締役の役員退職給与（約5600万円）につき、前代表取締役は退任後、取締役相談役となり、2年間、会社の経営について新代表取締役に対する指導と助言を行い、引き続き取締役相談役として会社の経営判断に関与していたものと認められるとし、前代表者は、依然として経営上主要な地位を占めていたものと認められ、その退職の事実は無かったものと判示した事例。</p>	納税者敗訴 ×
<ul style="list-style-type: none"> 平成29年7月14日 国税不服審判所 	<p>【報酬激減後も他の取締役の2倍の報酬】 請求人の代表取締役社長Aは平成23年5月、病気を理由に請求人を辞任し、代表権のない取締役会長となった。本件分掌変更後の請求人の代表取締役はB（Aの長女）のみであり、請求人の</p>	納税者敗訴 ×

判決日	概 要	勝 敗
	<p>取締役はA、B及びF（Bの配偶者）であった。本件分掌変更に伴い、退職金（金額不明）が支給された。また、Aの勤務時間は病気のため相当程度減少し、平成23年7月分の給与額も改定前の平成23年6月分の給与額に比べて約55%減少した。なお、Aは、平成27年7月に請求人の代表取締役に再度復帰している。 本件分掌変更につき審判所は、本件分掌変更により、Aの地位や職務につき相応の変動が生じたことと認められるとしながらも、数年にわたって、請求人の3か所の事業所のうちのK事業所の操業継続に支障を及ぼすようなトラブルの解決のために同事業所周辺の住民などに金員を支払うことを請求人の代表取締役や取締役に相談することなく決定し、請求人の営業面においても、相応の役割を果たし、取締役会において、Bの代表取締役の任期満了に伴う代表取締役の選定及び役員給与の変更についてBやFと共に決定したり、経営会議において、数千円から1億円超にも及ぶ事業用資産の購入をBやFと共に決定したりしており、Aは本件分掌変更後も引き続き請求人の事業及び人事に関する重要な決定事項に関与していたことが認められるとして、請求人の経営上主要な地位を占めていたといふべきであるとした（Aは分掌変更後1年以上も、他の取締役の給与である月額〇〇〇円の2倍の額の給与の支給を受けていたことによってもこれは裏付けられる。）。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 令和6年5月23日 国税不服審判所 	<p>【本件事件】 分掌変更の前後において役員報酬の金額に変動がなく、その額が現代表者の5倍であることは、分掌変更後も、請求人の経営上主要な地位を占めていたといえるとした事例。</p>	納税者敗訴 ×

【わたなべ・みつる】